

平成 31 年 4 月 15 日		整理番号		
愛南町長 殿		フリガナ	アイナン タロウ	
住所	〒798-4196	氏名	愛南 太郎 (印)	
	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲24	個人番号	1 2 3 4	5 6 7 8 9 0 1 2
	20番地	性別	男 ・ 女	
電話番号	0895-72-1211	生年月日	明・大 40年1月1日 昭平	

提出日を御記入ください。

捺印してください。

「個人番号」欄には、あなたの個人番号カードにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記入してください。

太枠内の「住所」、「氏名（フリガナ）」、「性別」、「電話番号」、「生年月日」を全て御記入（御確認）ください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町

寄附年月日と寄附金額を御記入ください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成 31 年 4 月 1 日	10,000円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請書に申告の特例の適用を受けるための申請書に、それぞれ下の欄の口にチェックをしてください。

確定申告の提出不要者であり、住民税申告も提出不要者（寄附金税額控除は除く。）である場合に限り、チェックしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第191条（第1項各号（第一号を除く。）の規定の適用を受ける者

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除（確定申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

ワンストップ特例申請で寄附をする市町村数が、年間で5市町村以下であると見込まれる場合のみ、チェックしてください。

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者を

「住所」、「氏名」を全て御記入（御確認）ください。

(切り取らないでください。)

住所	〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地	受付日付印
氏名	愛南 太郎 殿	

※提出済の上記記載内容に変更が生じた場合（転居による住所変更等）は、翌年1月10日までに申告特例申請事項変更届出書の提出が必要となりますので、愛南町役場 商工観光課 ふるさと寄附金担当（電話0895-72-7315）まで御連絡ください。